

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

島根県邑智郡邑南町

2 構造改革特別区域の名称

「A級グルメのまち」ツーリズム特区

3 構造改革特別区域の範囲

邑南町の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 自然的、地理的特性

邑南町(以下「本町」という)は、島根県中南部に位置し、西側は浜田市、北側は江津市・川本町・美郷町、南側は広島県安芸高田市、東側は広島県三次市に接しており、面積は419.2k㎡の広大な地域でもある。中山間地に代表的な盆地の多い地形で、東川の羽須美地域をはじめ低地の割合も多く、そのほとんどは標高100～600mの地域となっている。また、瑞穂地域、石見地域の南側から西側にかけては中国山地の1,000m級の急峻な地形も分布している。

地域の東部と広島県との境には、中国地方最大の河川である江の川が流れており、出羽川、濁川とその支流など江の川に流入する多くの河川の浸食により、盆地と山地が組み合わされた素晴らしい景観をもたらしている。

気候は、日本海性気候に属し山地性の気候で夏に雨が多く、日中と夜間の温度差が大きい山間地特有の気候でもある。

(2) 人口

昭和35年の人口は25,547人であったが、昭和40年代の高度経済成長とともに若者は、都会へと流出していった。平成22年の国勢調査では、人口は11,959人、世帯数は4,510世帯となっている。年齢別人口割合は、15歳未満は10.6%、15～64歳が48.8%、65歳以上が40.6%と少子高齢化が進んでいる。

(3) 産業

昭和35年の産業3部門別の就業人口比率は第1次産業76.6%、第2次産業5.0%、第3次産業18.4%であった。その後1次産業が減り続け、平成2年には第1次産業30.3%、第2次産業34.5%とその比率が逆転した。平成22年の国勢調査では、就業者数は5,942人で、第1次産業23.6%、第2次産業19.1%、第3次産業57.3%となっているが、産業分類で見ると農林業が23.5%と最も多く、

次いで医療・福祉 20.2%、製造業 10.0%、卸売業・小売業 10.0%、建設業 8.9%に続く。

また、川本公共職業安定所管内の一般有効求人倍率が 0.94 倍(平成 24 年 11 月現在)となっており、2007 年対比で 0.90 倍と高い水準で維持している。

(4) 地域の特性

観光客数は、平成 24 年においては約 44 万人(県観光動態調査)となっている。目的別にみると、町内最大の観光資源である西日本最大級のスキー場である「瑞穂ハイランド」が約 16 万人で、次に「香木の森公園」の約 9 万 7 千人、「いこいの村しまね」の約 6 万 6 千人と続く。

近年では、従来の「観光」に加え、地域資源をいかした新たな商品・サービスを付加した 6 次産業化を目指し、建設業を母体とする宿泊旅館業、ブルーベリーやさくらんぼの体験農園などのグリーンツーリズムの取り組みや、飲食店が中心となり、地元産品や農業資源を活用した体験型観光サービスを提供している。

さらに本町では、基幹産業である農林業を中核とした産業振興を推進し、経済の発展、雇用の創出、所得の上昇、定住の促進を図るための戦略として「邑南町農林商工等連携ビジョン」を平成 23 年 3 月に策定した。

その中では「A 級グルメ立町」の実現を目指して農林商工が連携し、「生産」「加工」「料理」「交流」の各産業分野の革新、各産業群をつなぐストーリーである「ここでしかあじわえない食や体験＝A 級グルメ」の創出を通じた地域ブランドの構築を目指し、関連産業の振興と雇用機会の拡大を図っている。

森林面積が土地の 8 割を占める中山間地域の立地を背景に、小ロットながらも低農薬栽培の方法を取り入れた手法で栽培された多様性に富んだ果物(ピオーネ、さくらんぼ、ブルーベリー)や、酒、完全放牧の牛乳等がある。

5 構造改革特別区域計画の意義

観光客数は、平成 24 年においては約 44 万人(県観光動態調査)で、「瑞穂ハイランド」の約 16 万人、「香木の森公園」の約 9 万 7 千人が主要観光資源である。中国地域では、いち早く観光振興に取り組んできたが、近年の消費者ニーズへの対応への遅れにより、観光入込客数や交流人口の拡大が頭打ちになってきており、地域の商工業者への経済効果も限定的になってきている。そこで、本町では、食と農業を生かした観光振興として、小ロットながらも低農薬栽培の方法を取り入れた手法で栽培された多様性に富んだ果物(ピオーネ、さくらんぼ、ブルーベリー)や、酒、完全放牧の牛乳等の特色のある食資源を活用した観光協会直営の地産地消レストラン(素材香房 ajikura)に取り組んでいる。田舎ツーリズムと題して、農業体験施設や棚田オーナーなど地域住民の手作りによる都市農村交流の取り組みが活発に展開されている。これらの取り組みにおいて、役場が中心的な役割を果

たしてきたため、旅行業務取扱管理者の育成並びに配置ができず、旅行業の登録ができなかった。そこで、本特例措置の適用を受けることにより、これまでの取り組みを基礎に、グリーンツーリズムや滞在型観光（ワーキングホリデー）などの地域密着型旅行商品の発掘、開発及び販売が可能となり、更なる交流の促進や観光入込客の増加が見込まれる。

6 構造改革特別区域計画の目標

本特例措置の適用を受け、地域限定旅行業に登録、(1)～(3)の実現を図る。

- (1) 農家民泊や農家レストラン、体験農園、酒蔵見学等のフード・アグリツーリズムの充実
- (2) 都市農村交流の活性化による観光客の受け入れ態勢の充実
- (3) 農林商工の連携による特産品のブランドの確立

以上の取組において、特例措置を活用し地域限定旅行業に登録した実施主体が、地域と密に連携し、魅力的な商品を提供、交流人口の拡大を図る。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本計画の実施により、地域住民や町内の小規模商工業者による「食」や「農」をテーマとした「おもてなし」体制の充実が見込まれ、農家民泊等の取り組みが加速するとともに、魅力的な観光商品の開発及び販売につながり、通過型・日帰り型観光から滞在型観光への展開が期待される。

地域の特産品を使った郷土料理の提供、豊かな自然と田園風景、おもてなしの心により、心と体で味わう田舎体験、フード・アグリツーリズムを観光来客者に提供し、「おおなんファン」が増加していくことで交流人口の拡大や地域特産品の消費・販売の増加、地域農産物の消費拡大、農家の担い手育成が見込まれ、農家にとっては新たな起業の間口を広げ、所得の上昇、農業生産意欲の向上とともに、地域活性化につながるものと期待される。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
観光入込客数	93万人	96万人	98万人	100万人

8 特定事業の名称

1 2 2 6 地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の要件緩和事業

別紙

1 特定事業の名称

1 2 2 6 地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の要件緩和事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

一般社団法人 邑南町観光協会

(構造改革特区計画の認定日以降に、地域限定旅行業の登録申請を行う)

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日以降

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

一般社団法人 邑南町観光協会

(2) 事業が行われる区域

邑南町の全域

(3) 事業の実施期間

地域限定旅行業の登録を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為

I ターン人材を活用した「食と農」の地域づくりの加速化及び独自の着地型観光の推進

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の兼業が可能となる。本町においては、「食と農」の地域づくり、着地型観光推進のため、本町観光協会による地域限定旅行業への参入を決定しているが、常勤の旅行業務取扱管理者が確保できない現状においては、その実現のため、当該特例措置の適用が必要である。

本町観光協会が兼業により選任する旅行業務取扱管理者は、町有施設「香木の森公園」付帯施設の指定管理者である(株)雲海に所属し、レストラン「香夢里」の支配人として施設の管理・運営を行っている。

当該旅行業取扱管理者は、地域限定旅行業の営業所において、午前 9 時から午後 3 時まで勤務し、地域限定旅行業の業務における管理・監督に関する事務を行う。また、旅行業務取扱管理者の兼業により、旅行者の対応においてトラブルが発生することのないよう、営業所における指導を徹底するなどサポート体制の充実を図り、緊急事態に備えて危機管理マニュアルを作成する。

また、当該旅行業務取扱管理者の他業種の職場（レストラン「香夢里^{かむり}」）は、距離にして 50m の至近距離に位置しており、携帯電話等による連絡体制を構築し、迅速に現場で対応できる体制を構築する。

なお、本町観光協会においては記載の内容に沿って対応する旨了解済みである。